

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十七第三項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第二十五号（消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

消防庁長官 原 邦彰

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 講習科目及び講習時間 「一・二 略」</p> <p>三 一の講習修了後三十分間程度（講習科目ごとに行う場合にあつては、合計三十分間程度）の効果測定を行うものとする。</p> <p>第三 講習修了証明 課程を修了した者に対しては、消防設備士免状にその旨を記載し、又は修了証を発行するものとする。</p> <p>第四 その他講習の実施に関し必要な細目 一 講習の日時、場所等の公示 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項は、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。以下同じ。）があらかじめ公示するものとする。 「二 略」</p>	<p>第二 「同上」 「一・二 略」</p> <p>三 一の講習修了後三十分間程度の効果測定を行うものとする。</p> <p>第三 「同上」 課程を修了した者に対しては、消防設備士免状にその旨を記載するものとする。</p> <p>第四 「同上」 一 「同上」 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項は、都道府県知事があらかじめ公示するものとする。 「二 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。